

資 料 編

加東市障害者計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第9条第3項及び障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定に基づき、加東市障害者基本計画及び加東市障害福祉計画(以下これらを「計画」という。)を策定するため、加東市障害者計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、計画の策定に関する必要な事項について、調査及び審議する。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公共的団体の役員及び職員
- (3) 市民を代表する各種団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 委員は、当該計画策定が終了したときは、解任し、又は解職されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、策定委員会の会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会は、委員長が招集する。

2 策定委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

3 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員でない者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 策定委員会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

加東市障害者計画策定委員会委員名簿

委 員 名	職 名	備 考
石 倉 健 二	兵庫教育大学 准教授	委員長
田 淵 光	小野市加東市医師会医師	副委員長
石 井 昭 一	加東市民生児童委員連合会	
芹 生 昇	加東市身体障害者福祉協議会	
芝 田 恵 美	加東市手をつなぐ育成会代表	
岩 本 眞千子	加東市つつじ会家族会長	
原 尚 浩	社会福祉法人でんでん虫の会	
森 一 人	社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団	
野 瀬 光	社会福祉法人加東市社会福祉協議会	平成 23 年 2 月 3 日 ~ 平成 23 年 3 月 31 日
藤 原 照 美	社会福祉法人加東市社会福祉協議会	平成 23 年 4 月 1 日 ~
杉 瀬 弘	兵庫県北播磨県民局 加東健康福祉事務所福祉課長	
藤 原 路 寛	加東市教育委員会	

加東市障害者計画策定委員会審議経過

日 時・項 目	審 議 内 容
第 1 回 策定委員会 平成 23 年 2 月 3 日 (木)	市長より加東市障害者基本計画及び障害福祉計画 (第 3 期) について諮問 策定委員会について 計画の概要と策定スケジュールについて アンケート素案について
第 2 回 策定委員会 平成 23 年 2 月 15 日 (火)	アンケート調査票について アンケート調査対象者について 関係機関への調査について
アンケート調査実施 平成 23 年 3 月 4 日 ~ 平成 23 年 3 月 25 日	
第 3 回 策定委員会 平成 23 年 6 月 29 日 (水)	アンケート調査結果について 関係機関への調査について 計画策定スケジュールについて
関係機関への調査実施 平成 23 年 7 月 11 日 ~ 平成 23 年 7 月 27 日	
第 4 回 策定委員会 平成 23 年 10 月 11 日 (火)	アンケート調査等の結果について 計画骨子(案)について
第 5 回 策定委員会 平成 23 年 12 月 12 日 (月)	計画素案について
パブリックコメントの実施 平成 23 年 12 月 28 日 ~ 平成 24 年 1 月 26 日	
第 6 回 策定委員会 平成 24 年 月 日 ()	
第 7 回 策定委員会 平成 24 年 月 日 ()	